確保に関する法律（平成二十七年法律第二十七号。以下「法」という。）第一項又は特別所得

を

第五条の二第七項第五号、第五条の四の二第二項、第一号及び第十八条の十三の五第二項第十号ト	施行令	復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される施行令
第十八条の十三の六第四項	又は同条第三項	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項
	所得税の徴収	所得税及び復興特別所得税の徴収

に、

「特別措置法第二十八条第一項又は第三項」を「特別措置法第二十八条第一項、第五項又は第六項」に、

第十八条の十五の十一第二項第九号	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

を

第十八条第二項第	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

に改め、

第十八条の十五の十一第二項第九号イ	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
第十八条の十五の十一第二項第九号ロ	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

に改め、同条第四項第二号中「第一条の三第一項（一）を「第一条の二第一項（一）に、「第十項、第十一項（一）を「第十項（一）に、「第一条の三第一項第十二号」を「第一条の二第一項第十二号」に、「第十二項から第二十二項まで」を「第十二項から第二十一項まで」に、「第一条の三第二項第十六号」を「第一条の二第二項第十六号」に、「第十一項」を「第十一項」に改め、同項第四号中「同条第十号」を「同条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第九号」に改める。

附則第二項中「第一条の二第一項」及び「第一条の二第二項」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条第二項の改正規定（「第二十五条の十三の八第十九項」を「第二十五条の十三の八第二十二項」に改める部分に限る。）及び第七条の改正規定（「第二十五条の十三の八第二十三項」を「第二十五条の十三の八第二十六項」に改める部分に限る。）　平成三十年四月一日

二　第八条第四項の改正規定及び附則第二項の改正規定並びに次項並びに附則第三項の規定　平成三十一年一月一日

（経過措置）

2　改正後の復興特別所得税に関する省令（次項において「新規則」という。）附則第二項の規定は、個人が平成三十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する租税条約の軽減又は免除の適用があるものについて適用し、個人が同日前に支払を受けるべき改正前の復興特別所得税に関する省令（次項において「旧規則」という。）附則第二項に規定する租税条約の軽減又は免除の適用があるものについては、なお従前の例による。

3　新規則附則第二項の規定は、法人が平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき同項に規定する租税条約の軽減又は免除の適用があるものについて適用し、法人が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき旧規則附則第二項に規定する租税条約の軽減又は免除の適用があるものについては、なお従前の例による。

○財務省令第三十一号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号）附則第二条第七項及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）附則第三条第七項の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

第一条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令等の一部を改正する省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正）

第二条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第八項」を「第七項」に改め、「特定物質に関する」を削る。

第二条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正）

第一条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第八項」を「第七項」に改め、「特定物質に関する」を削る。

第二条　減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「年数（」の下に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の」を加える。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに国税関係法令を実施するため、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「者は」を「者（第七条第一項ただし書の規定により国税の納付を行おうとする者を除く。）は」に改める。

第五条第一項中「同項」を「同条」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条及び第七条第一項において同じ。）を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合　識別符号及び暗証符号を入力すること。

第五条第一項第二号中「（前号に掲げる場合を除く。）」を削り、同条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「「記載事項」を「「添付書面等記載事項」に、「送信させる」を「送信させ、又は提出させる」に改め、同項第一号中「記載事項」を「添付書面等記載事項」に改め、同項第二号中「記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する」に改め、「電磁的記録」の下に「（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　解像度が、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

ロ　赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。